

議案第32号

債権の放棄について

資料3 判決確定後の債務者との交渉経過

年 月	内 容	特記事項
平成22年7月 平成22年9月 平成22年11月	神戸地方裁判所尼崎支部へ提訴 本市勝訴確定 社長と4市面談 ・事業再開は現状難しい。 ・返還金は払いたいが、払えない状況。	<p>・関係する4市とも判決確定をしたことにより、以降4市合同で社長と交渉することとした。</p> <p>ただし、相手方との協議を行う際の連絡調整については、毎年幹事市を決めて対応していた。</p> <p>23年度：尼崎市 24年度：西宮市 25年度：芦屋市 26年度：本市 以降、同サイクル</p> <p>・休止届 平成22年2月1日付提出先は西宮市</p>
平成23年2月	社長と4市面談 ・会社は休止状態で、就労していない。 ・4市合わせて30,000円は払えるとのこと。本市7,500円納付あり。	
平成23年3月	分納誓約を行う。	
平成23年10月	本市での最終納付。以降は未納。	
平成24年7月	平成23年10月末まで納付はあったが、それ以降は未納。分納不履行のため、催告書送付。その後、社長から再度、分納誓約書提出あり。	
平成25年1月	社長と4市面談 ・現在無収入であり、金融機関からの借入金返済で精一杯。 ・身内からも借金をしている。	
平成25年2月	社長から再度分納誓約の提出あり。 分納誓約のみで、納付がない。	
平成25年7月	社長と4市面談 ・平成25年1月から状況は変わらず。	
平成26年3月	社長と4市面談 ・不定期の就労を始めたが、金融機関からの借入金返済で精一杯との回答。	
平成26年7月	4市協議 社長欠席により面談できず。 ・事前の電話による聞き取りでは、会社は休止しており、再開の目途はないとのこと。 ・債務は会社が負うものであるが、道義的な責任上、可能な範囲で分納に応じているとの回答	

平成 26 年 11 月	<p>があった。</p> <p>4 市協議 情報交換を行う。</p> <p>ほぼ毎日、時間帯を変えて架電するも応答なし。</p>	
平成 27 年 5 月	<p>4 市協議 情報交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話にて、状況に変化はないとの回答。 ・会社は休眠状態である。 ・弁護士から支払う義務なしと言われたとの回答。 	
平成 29 年 2 月	<p>本市へ社長自身の介護保険料の納付の件で入電。その際、返還の話をするも交渉余地なく電話を切られた。</p>	
平成 29 年 3 月	<p>4 市協議 今後の対応について協議を行う。</p>	
平成 29 年 5 月	<p>4 市協議 西宮市から、法人税については、資産調査を行い、執行停止をして不納欠損をしたことと、今後、介護給付費返還金についても債権放棄を行う予定であるとの説明があった。</p>	
平成 29 年 8 月	<p>4 市協議 介護給付費返還金について、西宮市から徴収停止と不納欠損するとの説明があった。</p>	
平成 30 年 3 月	<p>4 市協議 西宮市から当該不納欠損処理の報告あり。</p>	
平成 30 年 4 月	<p>本市から社長に対して、会社の市税等の課税・滞納状況に関する調査同意をとり、当該同意書をもって、西宮市へ会社の課税状況情報を照会し、課税がないことを確認した。</p>	
平成 30 年 5 月	<p>西宮市の照会を経て、本市が徴収停止を行う。</p>	
平成 31 年 1 月	<p>当該債権放棄を行うことの妥当性について、顧問弁護士に相談。</p> <p>市として、債権放棄は妥当であるという見解を得る。</p>	